

令和4年度 第1回草津市環境審議会 会議録（概要）

■日時：

令和4年7月15日（金）13時30分～16時30分

■場所：

草津アマカホール 2階研修室

■出席委員：

小林 圭介 委員(会長)、山田 淳 委員(副会長)、壽崎 かすみ 委員、樋口 能士 委員、
山川 正信 委員、横田 岳人 委員、井上 忠之 委員、中島 有希子 委員、
岩本 重治 委員、金澤 成子 委員、北脇 芳和 委員、横江 秀美 委員、境野 和子 委員、
鶴田 真理子 委員、松村 幸子 委員、森 毅 委員、丸林 浩二 委員

■欠席委員：

奥村 真知子 委員、中村 暁美 委員、原田 聖明 委員

■事務局：

草津市	橋川市長
環境経済部	寺田部長、太田副部長、古川副部長
環境政策課	藤野課長、松尾課長補佐、関主査、谷主事
温暖化対策室	永原室長、津田係長

■傍聴者：

1名

■議題等：

1. 会長、副会長の選任
2. 保護樹木の指定解除について（審議）
3. 草津市気候非常事態（ゼロカーボンシティ）宣言について（報告）

1. 開会

市長挨拶

この度は、草津市環境審議会の委員に御就任を賜り、ありがとうございます。本日は、保護樹木に指定しております2本の樹木の指定解除について御審議をいただくものでございます。また、草津市におきましては、昨年12月に市と議会の共同で、気候非常事態宣言、ゼロカーボンシティの表明をさせていただいたところでございます。この宣言文の策定にあたりましては、前の委員の皆様方から貴重な御意見を賜ったことについて、厚くお礼を申し上げます。市といたしましても、これから気候変動対策をしっかりと進めて参りますので、本審議会の委員の皆様方から、様々な形で御提言や御意見を賜ればありがたく思います。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

2. 議事概要

(1) 会長、副会長の選任

会長：小林圭介委員 副会長：山田淳委員 職務代理者：山川正信委員

※草津市環境審議会規則第4条第2項に基づき、委員の互選により会長および副会長を選出。草津市環境審議会規則第4条第5項に基づき、会長が職務代理者を指名。

会長挨拶

これから2年間、草津市環境審議会の会長を務めさせていただき、運営に努力させていただきたいと思っております。それにつきましては、委員の皆様方の協力が必要であり、草津市環境審議会を活発に動かしていただくつもりでございます。本日の議題にある保護樹木の指定或いは指定解除について、いままで審議会にて活発な意見のもと審議して参りました。県内他自治体のいくつかで、草津市環境審議会と同じような形で関わって自然環境保全地区或いは保護樹木について条例を制定したのですが、現在運用されていない状況です。それに引き替え草津市は現在も努力をして運用しています。このことは、滋賀県下を見ても誇るべきことだと考えています。ぜひ、委員の皆様にはこれを誇りに思って活動していただきたいと思っております。

(2) 審議事項

保護樹木の指定解除について（資料①、参考資料4～6）

諮問

保護樹木の指定解除について

【事務局】

<資料①について説明>

現地視察

保護樹木指定解除予定樹木 志那町・志那神社参道のクロマツ

※保護樹木指定解除予定樹木 野路五丁目・旧東海道筋のエノキは現地視察なし

審議

【会長】

エノキについて、樹木医は枯死していると診断したが、資料①を見ると、伐採した切り口が良好な状態であったため伐採に至ったことは惜しいと感じる。しかし、管理者から伐採をしたいという声があがった背景には、民家の密集した場所に所在し、近所の人から落ち葉等のクレームがあったことが考えられる。その点で伐採はやむを得ないと考えられる。

【委員】

エノキもクロマツも健康状態は良好である。ただ、近隣住民の理解が得られていない状態であるため管理を続けるのが難しいと考える。解除をして終わりではなく新たな保護樹木の指定および保護樹木の啓発を行えればと考える。

【委員】

指定時に近隣住民の同意や意見を聞く機会があれば良いと思う。

【委員】

仮に自分の住宅の横にあれほど傾斜したクロマツがあったら、伐採してほしいと考える。

【委員】

上の部分だけを切って、重心を下にすることでバランスを保てるのではないか。

【委員】

今後指定する際には、気候問題も絡めて木を大切にすることの意義を啓発する必要があると考える。

【委員】

現在の傾きに至るまでに何か対策はできなかったのか。切るのはもったいないが、近所のことを思うと仕方がない。

【会長】

指定した当時から傾きの大きさはあまり変化していない。

【委員】

対岸から樹木を支えるような倒木対策はできないのか。

【委員】

管理者と近隣住民の方が解除すべきというのなら伐採は仕方ないを考える。指定解除の手続きは条例で決まっていないのか。審議会で審議して解除するのか。

【事務局】

指定の際と同様に審議会で意見を聞いて指定解除の手続きを進めることを条例で定めている。

【会長】

近隣住民の苦情に関しては手続きが定まっておらず、指定基準だけでは維持管理が存続できなくなっている。そのことも含めて審議会に諮っている。

【委員】

行政は住民へ樹木の貴重さを伝え、地域と行政が一緒になって樹木を守るような仕組みづくりを行うことが必要だと考える。

【委員】

安全あつての保護だと思うので、伐採については仕方がない。単に切ってお終いにしてはいけない。伐採後の材木の活用もあればよいと考える。

【委員】

指定した意義も含めて近隣の方や管理者との議論があるとよい。ただ指定当時からあの状態ということであれば指定した我々の責任を考えないといけない。

【委員】

志津小にある保護樹木のクスノキは誰でも知っていて、子どもたちも学校のシンボルとして大切に思っている。そのような思いを育むことは大切だと思うが、今回は木のことを考えるというよりは、人間の生活、責任のことを考えると伐採はやむを得ないと考える。

【委員】

制度を考えた当時と比べて考えが今の人にとどれだけ合っているのか、価値観の違いについて普及啓発を行うことによって、地域でどうやって守っていこうかという話がでてくると管理者の方も樹木を守りやすくなる。

【会長】

皆さんの意見を踏まえて、答申書を検討したい。

【事務局】

＜答申書案について説明＞

- 1 旧東海道筋のエノキについては、枯死に起因する倒木の危険を回避する措置として全伐採が行われ、現存しないことから、保護樹木の指定解除はやむを得ないと判断します。
- 2 志那神社参道のクロマツについては、住民の生業の安定に著しい支障をきたす可能性があり健全性が損なわれたことから、草津市の良好な環境保全条例施行規則第15条に定める指定基準を満たしていないため、保護樹木の指定解除は妥当と判断します。

【会長】

エノキについては、事務局が提案した案で良いと考える。

【委員】

クロマツについて、樹木の健全性が損なわれているわけではないので、「健全性が損なわれた」という言葉は適さないと考える。

【委員】

「草津市の良好な保全条例施行規則第15条に定める指定基準を満たしていない」は不適切であると考えます。

【委員】

指定当時と樹木の傾きが変わらないのであれば、倒木による住民への危害の恐れしか理由にならないと考える。

【委員】

近年、気候状況が変わって大型の台風が来ることが増え、実際に倒れるかは別として樹木の状態が周辺住民へ不安感を与えていることは事実である。

【委員】

周辺に住居等がなければあれだけ傾いていても伐採あるいは指定解除はないと考える。仮に倒木した時の影響範囲はどの程度であるか。

【事務局】

倒れる先には倉庫があるが、その手前には電線があるのでそちらに影響を及ぼす可能性がある。

【委員】

電線は迂回、倉庫を移設させれば影響がなくなるという選択肢もあるのではないかと考える。そこまでして残すほどの価値があればよいが。万が一倒れた時に、市が全面保障しますという形で指定が続けばそれもいいのではないかと考える。

【委員】

管理者、倉庫の持ち主、その他、誰が不安という声を上げているのか。

【事務局】

管理者の方から、他の保護樹木については適切に管理しているがこの一本だけはどうしても危険に感じてしまうので伐採させていただきたい、という声をいただいている。近所の方からの意見は把握できていない。

【委員】

倉庫の持ち主の意見が発端であると考えていた。

【委員】

他にも5本保護樹木に指定していることもあり、並木の群落が残るのであれば、倒木の危険性があると主張される樹木については伐採して新たな木を植えるということも一つの持続性、植生の保護なのではないかと考える。

【委員】

住民の生業の安定という言葉が伝わりにくいのでは。

【事務局】

住民の生業の安定の部分は保護樹木の指定について自然環境保全地区の指定条件の第12条第2項から第8項および第13号を準用すると18条2項にあり、13条に市長は保全地区の指定にあたっては当該地区に係る住民の生業の安定に著しい支障をきたすことのないように配慮しなければならないと記載されているため、その文言を使用している。

【事務局】

条例に厳格に従おうとすると、指定した時点から住民の生業の継続が難しくなったことを示さないといけない。現時点で、それにあたる事象が共有されていない。

【委員】

指定時から状態は変わっていない。指定時から総代が代わって周りの安全確保、災害予防の意識が強い人が切ろうと主張しているのか。周りの住民は実は切ってほしくないと思っているのかどちらか。

【事務局】

昨今の大型台風等の影響で、保護樹木だけでなく保全地区の管理者の方から相談をいただく機会は以前より増えており、昔に比べて倒木についての意識が高くなっているのは間違いないと考える。

【会長】

事務局に答申案の修正案を提示していただく。

【事務局】

(答申書案)

志那神社参道のクロマツについては、傾きによる倒木の恐れがあり、周辺住居への被害を防止するため、保護樹木の指定解除は妥当と判断します。

【委員】

指定時から樹木の傾きは変わらないため、理由については住民から伐採の申し出があったというしかないのでは考える。

【委員】

保護樹木を大きく剪定する場合に保護樹木行為変更書を提出されるはずだが、今回はそれに類するものの提出はあるのか。切るとなった理由付けとして、行為変更届出書を提出いただいて、その理由の中に危険性を意識していると書いていただくことで、答申に反映できるのではないかと。地元から書面があがっていなければ、この場で判断できない。管理者が言われる危険がないとは思わないし、口頭ではなく書面で提出されたものに対して枝打ちではなく幹まで伐採しないといけないという判断をこの場で行うという流れになると考える。

【事務局】

文章でという御意見ですが、口頭にて確実に危険であるという意見を複数回いただいている。市が文章での意見の提出を求めているので、文章としては残っていない。

【会長】

市長から諮問を受けているので、この場で答申案を作成して答申しなければならない。このことはしっかりと認識していただきたい。

【委員】

傾きについては、傾いているとは思わないので削除してよいと考える。倒木の恐れに対する管理者の意見には配慮するという形ではどうか。

【委員】

管理者から強い要請があつて、断り切れなくなったというのが本音だと考えるので、安全性のことを考えれば、妥当でなく、やむを得ないという言葉の方が良い。

【会長】

解除に対する規定がないため管理者の方の意見を聞いている。そのうえで、倒木の危険性について地元に配慮するということに対しては皆さんに納得していると思う。ただ、専門的な視点から見ると木そのものは指定基準には決して外れていないため、管理者より倒木の危険性があると再三要望を、としてはどうか。

【事務局】

(修正案)

志那神社参道のクロマツについては、管理者による第三者への危害を与える危険性があると指摘されており、保護樹木の指定解除はやむを得ないと判断します。

【委員】

資料①の中では倒木の可能性があるとあるので、危険というのは踏み込んだ意見なのでそこまで言っているのか疑問を感じる。

【委員】

管理者が危険性を指摘しているということでよいか。

【委員】

これは客観的意見というより、管理者の意見であると考えてる。

【委員】

過去から何度もとあるので、長期にわたり指摘されておりにするのか、再三指摘されておりにするのか。管理者相当不満に思っているということを強調すべきだと考える。

【会長】

結論として、指定基準に基づいてではなく、地元の意見を汲んで答申しなければならないとすると、今のような答申案になると考える。

【委員】

今の答申案は条例に沿うものであるのか。

【事務局】

条例の中で、住民の生業に配慮しなければならないという条文があり、現場では配慮せざるを得ない状況になったということで、エノキの条文のように具体的意見を含めたということで問題はない。

【会長】

他に修正するところはあるか。長年の経験からすぐに倒木するような木ではないので、指定したからにはそのままにしておきたい。しかし、地元から倒木の恐れがあるという要望と倒れた時にどう責任をとるのかといわれると公の会としてはどうしようもない。

【委員】

資料①に倒木における対策の施しようがなくとあるが、この文は答申に反映しなくていいのか。

【委員】

現時点で倒木の恐れはない。対策に関しては対岸から支えをする等ないわけではないが、その対策を実現する可能性は低い。

【事務局】

志那神社参道のクロマツについては、倒木により第三者へ危害を与える危険性が、管理者より再三指摘されており、保護樹木の指定解除はやむを得ないと判断します。

【会長】

よろしければ、この答申書の案文のとおり、市長に答申させていただく。

(3) 報告事項

草津市気候非常事態宣言(ゼロカーボンシティ)宣言について(資料②-1~4)

【事務局】

＜資料②-1~4 について説明＞

【委員】

ゼロカーボンシティを目指すということで、子どもに配布できるような学校教育、食育、環境教育、防災教育等の教材やツールをみなさんの活動の中で提供できる機会があれば提供したいと考えている。

【委員】

宣言文を出したことは伝わっているが、市民一人ひとりがどのようなことをしていいのかということを地域レベルで示していく必要があると考える。宣言だけに終わらず、実際に取組を行っていただけるよう進めていただければと考える。

【事務局】

滋賀県と連携をとり、各まちづくりセンターの方に啓発の呼びかけを行っている。各事業者についても周知を行う予定である。

【委員】

宣言を行うにあたって、何もかも新しくするのではなく、これまでの草津市の取組を踏まえて、活動をさらに推し進めるというような位置付けにしたことは良かったと考える。

【会長】

宣言文にもあるとおり、草津市地球冷やしたい推進協議会で企業、個人、団体の者が地球温暖化防止に対しての活動を行っている。非常に短い文ではあるが、この中には、草津市のそうした取組の歴史、思いが込められている。他の市町では宣言文を出したとしても出したというだけで活動の実態がないと思う。そういった意味で草津市の環境に対する取組というのは最先端をいっていると考えている。

3. その他

【事務局】

次回開催の御案内について。第二回の審議会日程調整用の用紙に御都合を記入いただきたい。

4. 閉会

【副会長】

皆様、本日は長時間にわたり大変活発な議論をいただき、ありがとうございました。

【事務局】

これをもちまして、令和4年度第1回草津市環境審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

以上